

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 22日

静岡県知事

川勝 平太 殿

CSR部 安全環境室

提出者

住 所 静岡県富士宮市南陵6番地

氏 名 エリエールペーパー株式会社

代表取締役 崎山 光興

電話番号 0544-23-4521

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	エリエールペーパー株式会社 原田工場
事業場の所在地	静岡県富士市原田60-1
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	パルプ・紙・紙加工品製造業 [E14]
② 事業の規模	製品販売金額 2,726百万円
③ 従業員数	人員計 75名（正社員 59名、それ以外 16名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	※別紙1参照

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

※別紙2参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】								(単位：t)		
	産業廃棄物の種類	焼却灰	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	ガラス屑、コンクリート屑及び陶磁器屑				
	排出量	2693.3 (※1)	14,146.7	746.2	8.9	7.6	0.98				
（これまでに実施した取組）											
①廃棄物を適正に処理するため、法令、規則、制度を遵守すると共に、公共の環境施策に協力する。											
②自社他工場からの汚泥の再使用・再資源化及び自社焼却処分の推進。											
③廃棄物の分別による排出量の削減、再資源化を推進する。											
（※1）排出量の内、手元マウスである焼却灰の量：1536.5 t											
②計画	【目標】								(単位：t)		
	産業廃棄物の種類	焼却灰	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	ガラス屑、コンクリート屑及び陶磁器屑				
	排出量	2693.3 (※2)	14,005.2	738.7	8.8	7.5	1.0				
（今後実施する予定の取組）											
①削減目標を、生産量に対する廃棄物の発生率前年比-1.0%とし、排出抑止、再利用、再資源化を推進する。											
②電気部品や廃プラスチック類・金属くず・その他混成廃棄物の細分別化を推進し、廃棄物の削減、再資源化を推進する。											
③廃棄物の処理に係わる委託先に対し、優良認定取得を推奨し、協力する。											
④自社他工場からの汚泥の再使用・再資源化及び自社焼却処分の推進・継続。											
（※2）排出量の内、手元マウスである焼却灰の量：1536.5 t											

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別、リサイクルの促進
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の内容調査と分別・リサイクルの推進

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	3098.7 (※3)	t
	（これまでに実施した取組） 他工場から原料として受入れ再使用・再資源化 (※3) 3098.7 t = 富士宮工場、伝法事業所で発生した汚泥を再使用した量		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	3098.7 (※4)	t
	（今後実施する予定の取組） 他工場から原料として受入れ再使用・再資源化 (※4) 3098.7 t = 富士宮工場、伝法事業所で発生した汚泥を再使用した量		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	16577.2 (※5)	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	16079.8 (※6)	t
（これまでに実施した取組） 他工場で発生した汚泥の焼却処分（自社処分）を推進し、外部委託量を削減する。 (※5) 自ら熱回収を行った廃棄物量の内、富士宮工場、伝法事業所、久沢事業所の汚泥を原田工場で自社焼却処分し、熱回収を行った量：2743.5 t (※6) 自ら中間処理により減量した廃棄物の内、富士宮工場、伝法事業所、久沢事業所の汚泥を原田工場で自社焼却処分し減量した量：2661.2 t			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	16577.2 (※7)	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	16079.8 (※8)	t
（今後実施する予定の取組） 他工場で発生した汚泥の焼却処分（自社処分）を推進・継続し、外部委託量を削減する。 (※7) 自ら熱回収を行った廃棄物量の内、富士宮工場、伝法事業所、久沢事業所の汚泥を原田工場で自社焼却処分し、熱回収を行う量：2743.5 t (※8) 自ら中間処理により減量した廃棄物の内、富士宮工場、伝法事業所、久沢事業所の汚泥を原田工場で自社焼却処分し減量する量：2661.2 t			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

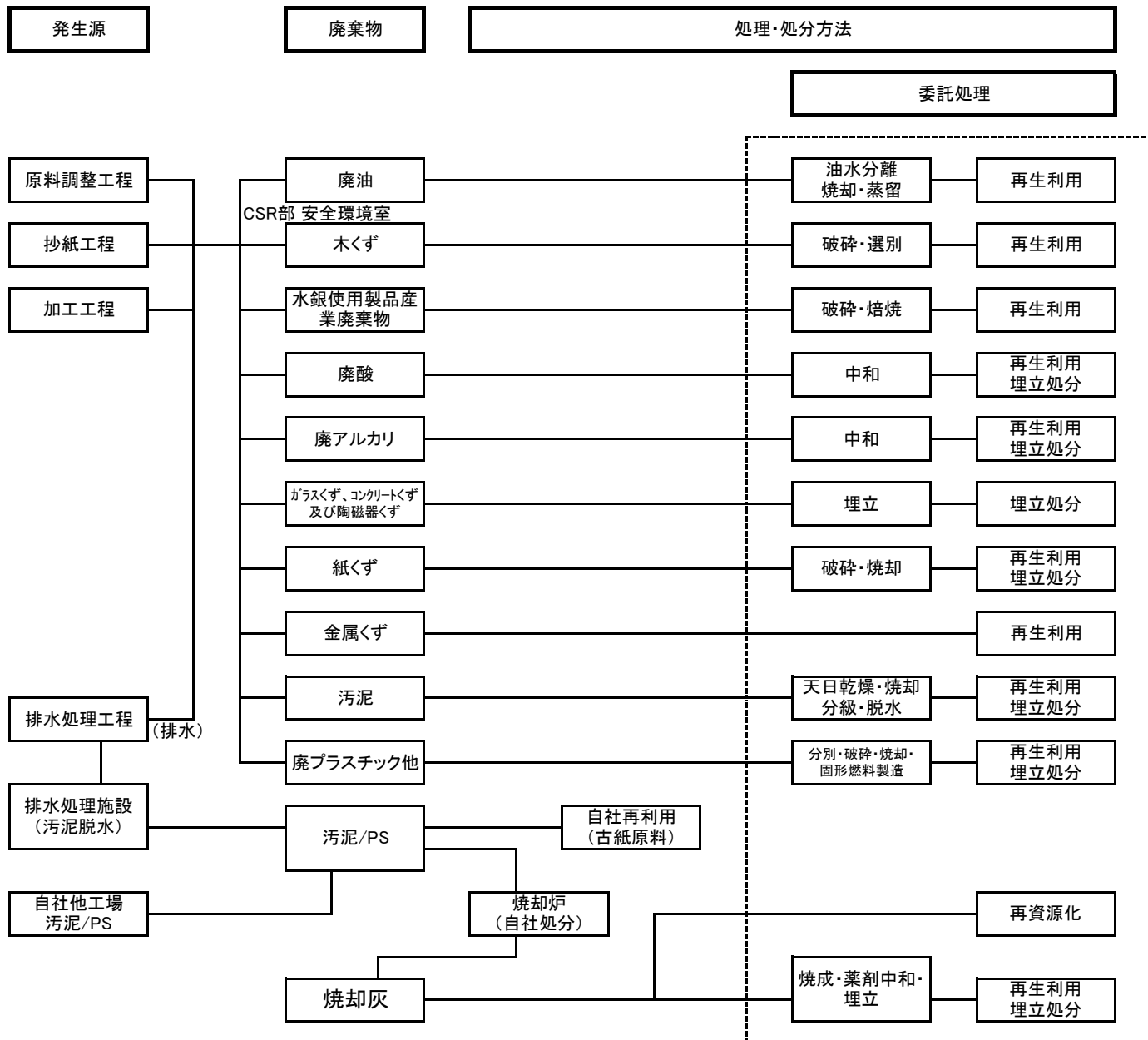
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】							(単位：t)			
	産業廃棄物の種類	焼却灰	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	ガラス屑、コンクリート屑及び陶磁器屑				
	全処理委託量	1156.8 (※9)	14,146.7	746.2	8.9	7.6	0.98				
	優良認定処理業者への処理委託量		2.9	727.5							
	再生利用業者への処理委託量	1156.8 (※10)	313.0	746.2	8.9	7.6					
	認定熱回収業者への処理委託量										
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	747.4 (※11)	281.1								
	(これまでに実施した取組)										
	分別、リサイクルの推進等による排出量及び処理委託量の削減。 他工場で発生した汚泥の焼却処分（自社処分）による外部委託量の削減。 (※9) 全処理委託量の内、手元マウスである焼却灰の量：1536.5 t (※10) 再生利用業者への処理委託量の内、富士宮工場、久沢事業所、伝法事業所の汚泥を原田工場 で自社焼却処分後、再生利用業者へ委託した量：82.3 t (※11) 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量の内、富士宮工場、伝法事業所、 久沢事業所の汚泥を原田工場で自社焼却処分後、熱回収認定業者以外の熱回収業者へ委託 した量：82.3 t										

【目標】		(単位：t)							
産業廃棄物の種類	焼却灰	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	ガラス屑、コンクリート屑			
全処理委託量	1156.8 (※12)	14,005.2	738.7	8.8	7.5	0.97			
優良認定処理業者への処理委託量		2.9	720.2						
再生利用業者への処理委託量	1156.8 (※13)	309.9	738.7	8.8	7.5				
認定熱回収業者への処理委託量									
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	747.4 (※14)								
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>分別、リサイクルの推進等による排出量及び処理委託量の削減。 他工場で発生した汚泥の焼却処分(自社処分)による外部委託量の削減。 廃棄物の適正処理、及び資源の有効利用に関する社内教育の実施。</p> <p>(※12) 全処理委託量の内、手元マックスである焼却灰の量：1536.5 t (※13) 再生利用業者への処理委託量の内、富士宮工場、久沢事業所、伝法事業所の汚泥を原田工場 で自社焼却処分後、再生利用業者へ委託した量：82.3 t (※14) 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量の内、富士宮工場、伝法事業所、 久沢事業所の汚泥を原田工場で自社焼却処分後、熱回収認定業者以外の熱回収業者へ委託 した量：82.3 t</p>									
※事務処理欄									

【別紙1】



【別紙2】

廃棄物管理組織

